

○ ≪保険料率算定の設定条件≫

- (1)被保険者数は、都の人口推計等をもとに、令和6年度を「176.0万人」、令和7年度を「179.3万人」と推計した。
- (2)医療給付費については、コロナ禍がなかったと仮定(医療費の大きい増減が無い)して、平成29年度～令和2年度の平均伸び率「0.78%」を採用し、令和6年度を「1兆5735億円」、令和7年度を「1兆6129億円」と推計した。なお、この推計値には長瀬効果(※)による窓口2割負担の影響額を反映させており、その影響額は令和6年度を「52.1億円」、令和7年度を「79.0億円」と見込んだ。
- ※ 実効給付率の変化に伴う医療費水準の変化
- (3)所得係数は「1.59」と推計したが、国の通知により制度改正の影響をすべて所得割額で賄うため52/48を乗じた結果、均等割額と所得割額は「36.73:63.27」となった。また、普通調整交付金も所得係数に52/48を乗じて算定した。
- (4)被保険者の所得は、令和5年6月の確定賦課時点の所得を基とし、所得の伸び率を1年間あたり「0.32%」と見込んだ。
- (5)市区町村の保険料予定収納率については「99.00%」とした。
- (6)剰余金は、「250億円」を見込んだ。
- (7)健診事業費、及び高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業は、公的支援以外の部分を経費として算入した。
- (8)審査支払手数料は国保連合会の資料に基づき、見直し後の上限単価「66.45円」で算出した。

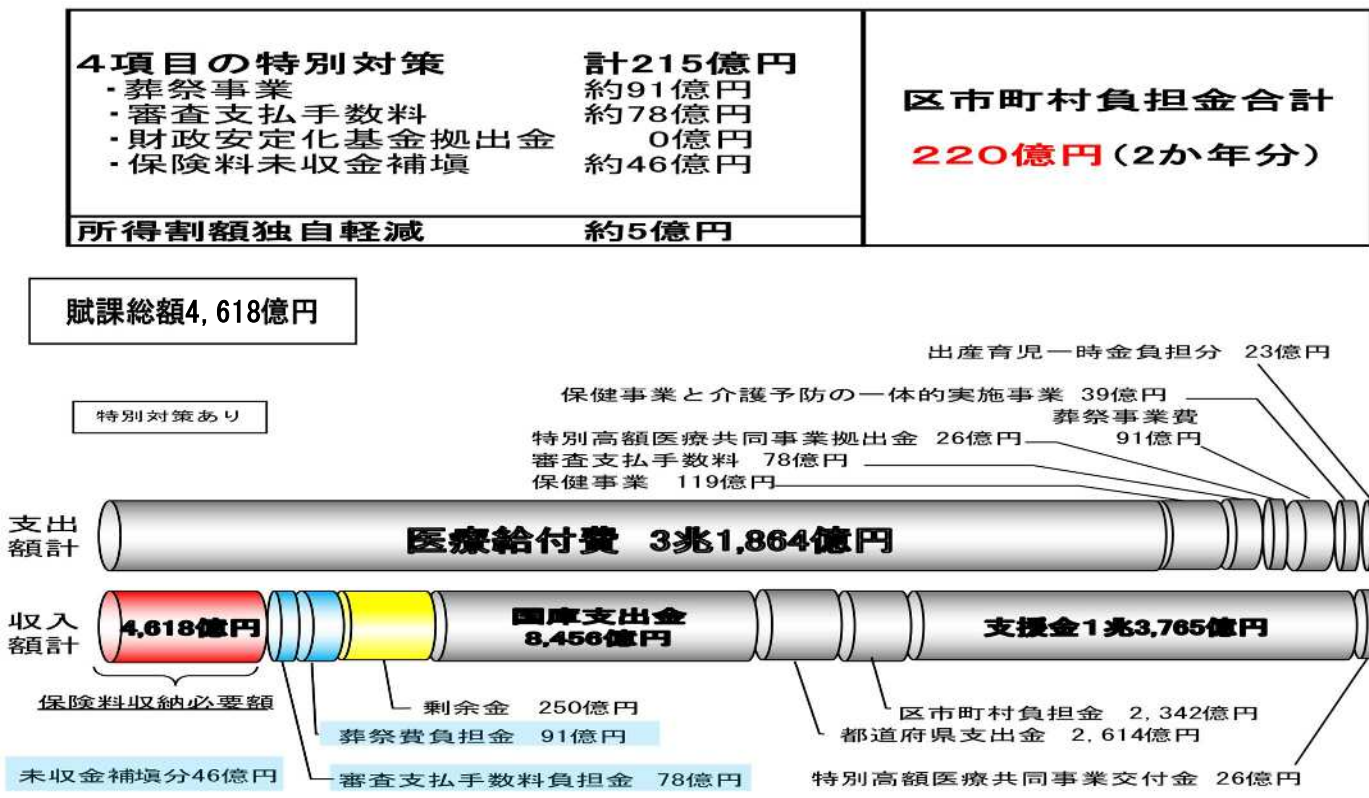
≪医療保険制度改革で受ける影響について≫

- (9)出産育児一時金の財政影響は東京都広域被保険者の全国広域被保険者数に占める割合から算出し、2年で「22.74億円」(1人あたり640円/年)と見込んだ。
- (10)後期高齢者負担率は、医療保険制度改革の考慮の有無が所得によって異なるが、国の通知に基づき「12.70%(制度改革考慮あり)」、「12.27%(制度改革考慮なし)」とした。
- (11)賦課限度額が引き上げとなる。激変緩和措置として令和6年度は「73万円」、令和7年度は「80万円」となる。
- (12)激変緩和措置として、令和6・7年度均等割及び旧ただし書き所得58万円以下の方の令和6年度所得割は自然増のみ(制度改革の影響なし)となる。この激変緩和措置によって、不足する財源は所得割率に転嫁される。

○ ≪今後見込まれる保険料算定の変動要因≫

- (1)後期高齢者負担率及び出産育児一時金の正確な財政規模は年末の国からの通知にて確定する。
- (2)所得係数のもととなる全国平均所得額は12月に国から暫定値が示される。これにより調整交付金の額及び均等割と所得割の賦課割合が変動する。
- (3)均等割額の軽減判定所得については国が現在検討中であり、12月に確定予定。

○ 収支内訳(特別対策を継続する場合)



○ 保険料率算定案

特別対策あり算定案

一人当たり平均保険料額	R4・5年度	R6・7年度	増減	増減率	
	104,842円	113,774円	8,932円	8.5%	
均等割額	R4・5年度	R6年度	増減	増減率	
	46,400円	47,700円	1,300円	2.8%	
所得割率	旧ただし書き所得58万円以下	9.49%	9.74%	0.25pt	2.6%
	旧ただし書き所得58万円超		10.00%	0.51pt	5.4%
一人当たり平均保険料額	104,842円	112,633円	7,791円	7.4%	
均等割額	R4・5年度	R7年度	増減	増減率	
	46,400円	47,700円	1,300円	2.8%	
所得割率	9.49%	10.00%	0.51pt	5.4%	
一人当たり平均保険料額	104,842円	114,895円	10,053円	9.6%	

【保険料額比較(公的年金収入のみの単身者で試算)】

単位:円

公的年金収入額	制度改革影響	軽減割合		保険料額(年額)						全被保険者との割合(総所得から概算)	
		均等割額	所得割率	R5年度	R6年度	R5年度との増減		R7年度	R5年度との増減		
						増減額	増減率		増減額		増減率
80万円	×	7割軽減	—	13,900	14,300	400	2.9%	14,300	400	2.9%	54.48%
153万円	×	7割軽減	—	13,900	14,300	400	2.9%	14,300	400	2.9%	53.21%
168万円	△	7割軽減	50%軽減	21,000	21,600	600	2.9%	21,800	800	3.8%	11.20%
173万円	△	5割軽減	25%軽減	37,400	38,400	1,000	2.7%	38,800	1,400	3.7%	
196万円	△	5割軽減	軽減なし	64,000	65,700	1,700	2.7%	66,800	2,800	4.4%	
211万円	△	2割軽減	軽減なし	92,100	94,600	2,500	2.7%	96,100	4,000	4.3%	12.03%
219万円	○	2割軽減	軽減なし	99,700	104,100	4,400	4.4%	104,100	4,400	4.4%	31.18%
240万円	○	軽減なし	軽減なし	128,900	134,700	5,800	4.5%	134,700	5,800	4.5%	31.10%
400万円	○	軽減なし	軽減なし	264,100	277,200	13,100	5.0%	277,200	13,100	5.0%	0.14%
880万円	○	軽減なし	軽減なし	660,000	695,200	35,200	5.3%	695,200	35,200	5.3%	0.19%
917万円	○	軽減なし	軽減なし	660,000	730,000	70,000	10.6%	730,300	70,300	10.7%	0.31%
991万円	○	軽減なし	軽減なし	660,000	730,000	70,000	10.6%	800,000	140,000	21.2%	0.38%
											2.68%
											3.09%

※R6年度及びR7年度の所得割率の軽減割合はR5年度と同様と見込む。

黒字は都
赤字は区

○ 参考

特別対策等なし(政令どおり)で算定した場合

一人当たり平均保険料額	R4・5年度	R6・7年度	増減	増減率	
	104,842円	119,254円	14,412円	13.7%	
均等割額	R4・5年度	R6年度	増減	増減率	
	46,400円	49,900円	3,500円	7.5%	
所得割率	旧ただし書き所得58万円以下	9.49%	10.11%	0.62pt	6.5%
	旧ただし書き所得58万円超		10.65%	1.16pt	12.2%
一人当たり平均保険料額	104,842円	117,985円	13,143円	12.5%	
均等割額	R4・5年度	R7年度	増減	増減率	
	46,400円	49,900円	3,500円	7.5%	
所得割率	9.49%	10.65%	1.16pt	12.2%	
一人当たり平均保険料額	104,842円	120,499円	15,657円	14.9%	